

京都大学フィールド科学教育研究センターと株式会社モンベルの
連携に関する協定書

京都大学フィールド科学教育研究センター（略称フィールド研、以下「甲」という）と、株式会社モンベル（以下「乙」という）は、フィールドワークの実践と連携を中心とする両組織の交流を促進するために本協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、人材育成、社会貢献、自然と生態系の保全などの分野で、甲と乙が相互に連携協力し、持続可能な社会の発展に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 この協定により、甲は大学の教育研究を通して乙はアウトドア活動を通して、以下の主要分野において連携して活動を推進する。

- (1) 自然体験の促進による環境保全意識の醸成に関する事
- (2) 子どもたちの生き抜いていく力の育成に関する事
- (3) 自然体験の促進による健康増進に関する事
- (4) 防災意識と災害対応力の向上に関する事
- (5) 地域の魅力発信とエコツーリズムの促進による地域経済の活性化に関する事
- (6) 農林水産業の活性化に関する事
- (7) 高齢者、障がい者等の自然体験参加の促進に関する事

2 前項にかかる連携協力の具体的事項は、別に定めるものとする。

（守秘義務）

第3条 甲乙は、この覚書に基づく業務の執行上、知り得た相手方の機密情報及び個人情報については、善良なる管理者が厳重に管理し、この覚書に基づく業務の遂行以外の目的で、第三者に対し開示又は漏洩してはならない。

（有効期間）

第4条 この覚書は、締結した日から発効し、有効期間は令和7年3月31日までとする。ただし、その間の事業評価に基づき、有効期間満了の日の30日前までに、甲または乙からの解除の申し入れがない時は、自動的に5年間有効期間を延長するものとし、以後、この例によるものとする。

（協議）

第5条 この覚書に定める事項について疑義が生じたとき、又はこの覚書に定めのない事項について、これを定める必要があるときは、甲乙が協議して定めるものとする。

この覚書は2通作成し、甲、乙各1通を保管するものとする。

令和2年11月12日

（甲）国立大学法人京都大学 フィールド科学教育研究センター長

徳地直子

（乙）株式会社モンベル 代表取締役会長

辰野 勇